平成２１年（フ）第６４号
広島県三次市十日市南６丁目６番45号
債務者　ベースデンタルラボラトリーこと　渡辺　博志
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第７０号
広島県三次市三和町敷名1459番地３
債務者　永城自由子（旧姓元田）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第７０号
鹿児島県南九州市川辺町上山田5391番地
債務者　泊　　正俊
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第７１号
鹿児島県指宿市東方1970番地
債務者　脇屋敷健一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第３３３号
茨城県下妻市高道祖758番地５
債務者　伊藤光子こと　カン　スキ（康　淑烜）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５００号
埼玉県東松山市松山町２丁目８番67号
債務者　猪股　康之
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１２号
埼玉県熊谷市上新田192番地
債務者　市川　清美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１７号
埼玉県羽生市大字羽生771番地10
債務者　岩井喜久江
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１４５号
新潟県新発田市月岡温泉531－１、住民票上の住所新潟市東区山木戸６丁目２番21号
債務者　五十嵐真希
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１４６号
新潟県新発田市月岡温泉531－１、住民票上の住所新潟市東区山木戸６丁目２番21号
債務者　五十嵐亜希
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５９５号
金沢市円光寺１丁目18番８号、従前の住所金沢市馬替２丁目59番地３
債務者　石森　健吾
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６７２号
兵庫県姫路市書写台２丁目16番地３―3301、住民票上の住所兵庫県姫路市書写2726番地14
債務者　新免　徳夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５６号
兵庫県神崎郡市川町西川辺656番地の１
債務者　藤岡　靖子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７６６号
兵庫県姫路市南八代町17番４号シルクヴェール南八代302号室
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３４号
兵庫県姫路市八代宮前町８番５号　碧山荘２号
債務者　山本　英毅
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３７号
兵庫県姫路市八代733番地２
債務者　上月　正治
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９０７号
福岡市西区大字周船寺159番地３
債務者　井上佳菜美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９０号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田157番地11
債務者　坂本　雅彦
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部